

山陽小野田市スポーツ協会表彰規程

(目 的)

第1条 山陽小野田市スポーツ協会会則第3条の目的達成の一環として、スポーツ功労賞、優秀団体賞及び優秀選手賞の表彰について定めることを目的とする。

(スポーツ功労賞)

第2条 スポーツ功労賞は、次の各号の一に該当すると認められる者をいう。

- (1) 山陽小野田市のスポーツ振興に尽力し、功労が顕著な者。
- (2) 山陽小野田市スポーツ協会又はその加盟団体の発展のために永年尽力し、その功労が顕著な者。

(優秀団体賞、優秀選手賞及び特別賞)

第3条 優秀団体、優秀選手及び特別賞は、次の各号の一に該当すると認められた者をいう。

- (1) 常にスポーツマンシップを堅持して、試合の時の態度はもちろん、その日常生活態度が他の模範となる者。
- (2) 全国大会及びその他の大会に出場し、特に優秀な成績を収めた者。優秀な成績とは、次のことを基準とする。
 - (ア) スポーツ少年団、中学校、高校、一般で県大会1位又は中国、全国大会3位以上の成績を収めた団体及び個人。
 - (イ) 国民スポーツ大会、全国障害者スポーツ大会、全国高等学校総合体育大会、全国高等学校定時制通信制体育大会の出場者。
- (3) その他会長が特に認めた者

(表 彰)

第4条 表彰は、原則として表彰状及び記念品を授与し、毎年度別に会長が定める日において、顕彰する。

(選 考)

第5条 第2条及び第3条に該当する表彰者がある場合は、加盟団体において次の事項を記載した候補者推薦書を市スポーツ協会に提出し、理事会において選考し、決定する。

- (1) 氏名及び生年月日
- (2) 現住所及び勤務先
- (3) 業績の概要
- (4) 推薦の理由

(表彰の取消し)

第6条 表彰を受けた者で、著しくその体面を汚辱する行為があったときは、理事会の議決を経てこれを決定する。

(その他)

第7条 その他必要な事項については、その都度理事会において審議決定する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

この規程は、平成25年5月31日から施行する。

この規程は、平成27年2月19日から施行する。

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年5月30日から施行する。

山陽小野田市スポーツ協会表彰規程細則

- 1 表彰対象者は、スポーツ協会の加盟団体及びその構成員とする。
ただし、広く表彰するためスポーツ協会加盟団体及びその構成員以外の者でも市内に在住、在職及び在学者は対象とする。
- 2 第2条第2項で定める「永年尽力」とは、10年以上とする。
ただし、10年未満でも異動・退職等があった場合及び現在活動しているものでも対象とすることができる。
- 3 第3条で定める大会は第4条で定めた表彰日の前年1月から12月に開催したものを対象とする。
- 4 特別賞の対象は、監督、コーチまたは国内トップリーグ等で活躍するプロ選手等とする。
- 5 第4条で定める会長が定める日は、1月から3月末とする。